

別表一（第一条関係）

▶ 換気扇(プロペラ形の羽根を有するものに限る。以下同じ。)	一 羽根の大きさ
	二 風量
	三 使用上の注意

別表二（第二条関係）

十二 換気扇

- (一) 羽根の大きさの表示に際しては、羽根の回転によって羽根の先端が描く円の直径をセンチメートル単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス・マイナス一センチメートル以内とする。
- (二) 風量の表示に際しては、換気扇の定格周波数ごとに日本産業規格C九六〇三(換気扇)に規定する風量の算出方法により得た数値を立方メートル毎分の単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス・マイナス十パーセント以内とする。
なお、空気の排出のほか、吸入もできる構造のものにあつては、排出及び吸入の風量をそれぞれ表示すること。
- (三) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。
 - イ 使用方法に関する注意事項
 - ロ 点検・手入れに関する注意事項
 - ハ 設置に関する注意事項
- (四) 表示には、表示した者の氏名又は名称を付記すること。
- (五) 表示は、換気扇ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。

改正の検討に至る経緯

事実関係

- JIS C9603 5.6 では、風量の測定単位は、「立方m／分」となっている。
- これに基づき、家表法の電気規程においても「分」の表示を行ってきている。
- 他方、建築基準法における換気設備の換気回数、換気風量要求などは「時間」の表示となっている。

実際の表示例

- このため、実際の製品における表示では、換気扇本体の表示＝「分」、取扱説明書やカタログの表示＝「時間」となっているケースの存在を、メーカーでも確認。
- 都道府県においても、小売店の表示において、このケースの存在を確認。

※業務用の換気扇では、このケースは確認されていない。（「時間」のみ）

改正のポイント

- **消費者にとっては、換気扇本体、取扱説明書とも、表示を確認できる（目にする）部分であること。**
- 換気扇本体と取扱説明書の表示が異なることが原因で、風量の正しい理解につながらない恐れ。
- 表示単位を一致させることで、紛らわしい表示となることを防ぐことが出来る。
- 消費者庁・経産省（情報産業課、製品安全課）・業界団体（JEMA）・メーカーも見解が一致。
- 電気規程の別表二 十二 換気扇（二）を改正し、「時」にあわせることが望ましいのではないかと。



定義

一般家庭で使用されるプロペラ形の羽根を有するもの

対象外となるもの

取付口の小さいところやダクト、フードパイプ等を使用するところに取り付けるものや、圧力のある風を出せるシロッコ型、ターボ型等の特殊な構造のもの

1.羽根の大きさ

- 羽根の回転によって羽根の先端が描く円の直径を、センチメートル単位で表示する(許容範囲は、表示値の±1 cm以内)。

2.風量

- 定格周波数ごとに、JIS C9603(換気扇)に規定する風量の算出方法により得た数値を立方メートル/分の単位で表示する(許容範囲は、表示値の±10%以内)。
- 空気の排出のほか、吸入もできる構造のものは、排出及び吸入の風量をそれぞれ表示する。

3.使用上の注意

- 次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。
 - 《イ》使用方法に関する注意事項
 - 《ロ》点検・手入れに関する注意事項
 - 《ハ》設置に関する注意事項

4.表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 換気扇ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
 - ※ ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示する。

表示例

羽根の大きさ	15cm
風量	8m ³ /分
使用上の注意	

- ・使用方法に関する注意事項
- ・点検・手入れに関する注意事項
- ・設置に関する注意事項

〇〇××株式会社

参考

☐ 電気用品安全法

- ・ JIS C9603(換気扇)

電気規程における改正箇所（案）

改正後

□十二 □換気扇（プロペラ形の羽根を有するものに限る。以下同
 ず。）
 ・（一） □「略」
 ・（二） □ 風量の表示に際しては、換気扇の定格周波数ごとに
 日本産業規格C九六〇三（換気扇）に規定する風量の算出方
 法により得た数値を立方メートル毎^時の単位で表示すること
 とし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス・マイ
 ナス十パーセント以内とする。
 なお、空気の排出のほか、吸入もできる構造のものにあつて
 は、排出及び吸入の風量をそれぞれ表示すること。
 ・「（三）」（五） □「略」

改正前

□十二 □換気扇（プロペラ形の羽根を有するものに限る。以下同
 ず。）
 ・（一） □「同上」
 ・（二） □ 風量の表示に際しては、換気扇の定格周波数ごとに
 日本産業規格C九六〇三（換気扇）に規定する風量の算出方
 法により得た数値を立方メートル毎^分の単位で表示すること
 とし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス・マイ
 ナス十パーセント以内とする。
 なお、空気の排出のほか、吸入もできる構造のものにあつて
 は、排出及び吸入の風量をそれぞれ表示すること。
 ・「（三）」（五） □「同上」

改正箇所自体は
別表二の記載を1文字修正

「分」→「時」